

## 福祉センターの風呂は 9月30日(水)で終了します

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当)  
☎710-8286(直)

福祉センターの風呂は、福岡県公衆浴場法施行条例改正による現在の基準を一部満たしておらず、県からも改善を求められています。また、設備も老朽化しており、今後の継続について検討を重ねてきましたが、9月30日(水)をもって終了することになりました。利用者みなさんには、ご不便をお掛けしますが、ご理解をおねがいします。

## 新宮町コミュニティバス 運行協議会委員を募集します

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)

年に数回開催しているコミュニティバス運行協議会では、マリンクスの路線やダイヤ改正などに関するさまざまなことを協議し、町へ提案しています。次のとおり委員を募集します。申込方法などは問い合わせください。

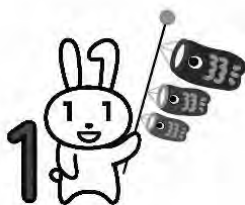
任期 7月1日(水)～令和4年6月30日(木)

申込締切日 6月5日(金)

## マイナンバーカードの 受け取りなどのため臨時開庁します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

マイナンバーカードの受け取りのため、臨時開庁します。あらかじめ電話予約し、来庁してください。電子証明書の更新も可能です。希望する人は問い合わせください。



### 【臨時開庁日時】

5月10日(日)午前9時～11時30分

5月24日(日)午前9時～11時30分

## 所得証明書の発行

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

令和2年度(令和元年中)の所得(課税・非課税)証明書は、令和2年1月1日時点で町内に住む人を対象に、発行できます。

### 【発行開始日】

町県民税(住民税)の支払方法によって異なります。

- 給与天引きのみの人(特別徴収) …5月8日(金)
  - 納付書・口座払いの人(普通徴収)、年金天引きの人(年金特別徴収) …6月10日(水)
- ※給与天引きとそれ以外の支払方法を併用している人は、6月10日(水)から発行を開始します。ご注意ください。

### 【発行に必要なもの】

- 本人の場合 本人確認書類(免許証などの顔写真のあるものは1点、顔写真のないものは2点以上提示)
  - 代理人の場合 本人からの委任状、代理人の本人確認書類
- ※代理人が家族であっても必ず委任状が必要です。  
※委任状には必ず本人が署名捺印してください。

【手数料】1通につき300円

### 【注意事項】

- 未申告の場合や他市町村で課税対象となっている場合は、証明書を発行できません。
- 年度を間違えて取得した場合、証明書の差し替えはできません。いつの所得の証明が必要であるか提出先に確認の上、取得してください。
- 所得税の確定申告書の提出期限延長により、確定申告書の提出時期によっては、所得(課税・非課税)証明書への反映ができていない場合があります。確認の上、取得してください。

委任状	年 月 日
(あて先) 新宮町長	
(委任者) 住所	
氏名	印
生年月日	
私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。	
令和〇〇年度〇〇証明書〇通の交付申請及び受領に関すること。	
(代理人) 住所	
氏名	
生年月日	
電話番号	

▲委任状の形式(例)

## 軽自動車税(種別割)の減免について

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

次に該当する人は、申請することで軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。詳しくは、5月上旬に送付する軽自動車税(種別割)納税通知書をご覧ください。

### 【減免の対象】

- ①障がい者などが所有する軽自動車など(等級などの制限有り)
- ②障がい者などの親族が所有する軽自動車など(もっぱら障がい者などのために使用するものに限る)
- ③生活保護受給者が所有する軽自動車など
- ④社会福祉法人などが所有し、該当事業における障がい者などのために使用する割合が80%以上である軽自動車など
- ⑤行政区が所有する軽自動車など
- ⑥構造がもっぱら身体障がい者などのためのもので、車検証にその記載があるもの

### 【注意事項】

- 上記①②について、減免できる車両は障がい者1人につき1台です。自動車税(種別割)で減免を受けている場合は対象となりません。
- 自動車検査証に「事業用」と記載されている軽自動車は、減免の対象となりません。
- 前年度減免を受けた人も申請が必要です。
- 減免申請をすると「新宮町福祉タクシー利用券」の交付枚数が半分になります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送による申請受付を行います。詳しくは、同封文書をご覧ください。

## Active 新宮の配送業者が変わりました

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

今回の Active 新宮 5月号から、配送業者が「有限会社ゆう紀」に変わりました。

配送部数の変更などの連絡、未着などの問い合わせ先は、次のとおりです。

- 有限会社ゆう紀 ☎962-4303(直)
- 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)  
☎962-0239(直)

広報1月号で紹介した地域の民生委員・児童委員の活動内容をご存じですか。

### 【民生委員・児童委員の役割】

- 民生委員は地域のボランティアで、地域のみなさんの相談相手です。みなさんの悩みや心配ごとの相談をお受けし、解決に向けて助言やお手伝いをします。
- 高齢者や障がいのある人の見守りや援助、子どもたちへの声かけなどを行っています。
- 相談内容に応じて関係機関とのつなぎ役になります。
- みなさんと行政のつなぎ役です。誰もが安心して生活できるように、みなさんの声を行政や関係機関に届けます。

民生委員・児童委員は、地域のみなさんが安心して生活していくうえでなくてはならない重要な活動を担っています。

民生委員・児童委員は法律で「秘密は守る」ことが義務付けられています。心配なことや困っていることがあったら、安心してご相談ください。

## 6月1日を基準日に

### 工業統計調査を実施します

問い合わせ先 役場政策経営課 ☎962-0230(直)

工業統計調査は、製造業を営む従事者が4人以上のすべての事業所を対象に、工業の実態を明らかにすることを目的に経済産業省が実施しています。

今年度の調査は、例年の調査員による対面調査から、郵送による方法に変更します。5月から6月にかけて、町から郵送し、調査を行います。

調査結果は、中小企業に対する施策や地域振興などの国や地方の行政施策に活用します。その他の目的(税の資料など)に使うことは絶対にありません。また、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されず。調査へのご協力をおねがいします。

## 後期高齢者医療制度に加入している人へ

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733（直） / 後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎651-3111

### ◇令和2年度および令和3年度の保険料率が決まりました

詳しくは、7月に送付する「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご覧ください。

	平成30、31年度	令和2、3年度	増減
均等割額	5万6,085円	5万5,687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

### ◇保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等<sup>（※注1）</sup>に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額（年額） （10円未満切り捨て）	＝	均等割額 5万5,687円	＋	所得割額 〔総所得金額等 <sup>※注1</sup> －33万円〕×10.77%（所得割率）
-------------------------	---	------------------	---	--

※注1 「総所得金額等」は、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

## 町内飲食店を応援！ “たべりい新宮”プロジェクト始動！

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛が求められています。また、3つの密を避けるために休店、休業を余儀なくされている飲食店が多くあります。それらの飲食店を応援するため“たべりい新宮”プロジェクトを始動します。

通いなれた町内飲食店の味を家庭でも堪能しませんか。

テイクアウトやデリバリーをして、また、その写真を「#（ハッシュタグ）」を付けて投稿していただくことで、町内の飲食店を応援することができます。利用できるお店は町ホームページに掲載していきます。また、新宮町商工会および新宮町おもてなし協会も、このプロジェクトを支援しています。

### 【参加を希望する飲食店の人へ】

町ホームページに掲載している「“たべりい新宮”登録申込書」または電話にて申し込みください。

## 非自発的失業者の軽減制度

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733（直）

非自発的な理由で離職した国民健康保険被保険者は、申請すると国民健康保険税が軽減となる場合があります。

### 【対象】

○倒産や解雇などで離職した人（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人）

○雇い止めなどで離職した人（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23、33、34の人）

※離職日時点で65歳以上の人は対象外です。

### 【軽減額】

軽減対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定

### 【軽減期間】

離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

### 【申請に必要なもの】

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、本人確認書類、世帯主のマイナンバーがわかるもの、認め印

## 令和2年度の国保税率

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者のみなさんが納める国民健康保険税(国保税)でお互いに支え合う制度です。令和2年度の国保税の税率改定を行いました。世帯ごとの課税額は、6月に発送予定の納税通知書をご確認ください。

区分	所得割	均等割	平等割	課税限度額
	对被保険者全員の総所得	一人あたり	一世帯あたり	
医療保険分	7.9% (前年度7.1%)	2万8,000円 (前年度2万5,000円)	3万円 (前年度2万7,000円)	63万円 (前年度61万円)
後期支援金分	2.5% (前年度2.3%)	9,000円 (前年度8,000円)	9,000円 (前年度9,000円)	19万円 (前年度19万円)
介護納付金分	2.2% (前年度1.9%)	1万円 (前年度9,000円)	8,000円 (前年度6,000円)	17万円 (前年度16万円)
合計	12.6% (前年度11.3%)	4万7,000円 (前年度4万2,000円)	4万7,000円 (前年度4万2,000円)	99万円 (前年度96万円)

### 【税率改定をする理由】

本町の国保会計は恒常的な赤字体質にあり、一般会計からの多額の繰入金でまかなっています。一方で国・県はこのような赤字補填のための繰り入れを解消し、適正な保険税の徴収を求めています。

平成30年4月に国保の財政運営が県に移行し、県も保険者となりました。各市町村は医療費の全額を県から交付されることとなった一方、県が示す標準保険料率に合わせ国保税の税率を改定し、国保事業費納付金を県に納めることとなりました。

### 【納付にご協力ください】

町の国保財政は、厳しい運営が続いていますが、今後も医療費適正化や特定健診の受診率向上に取り組み、安定した国保運営に努めていきます。国保税は、加入者のみなさんが病気やけがをしたときに充てられる大切な財源です。この財源を確保するために、国保税の納付にご協力ください。加入者のみなさんにとっては国保税の負担増となりますが、改定にご理解をおねがいします。

## 接骨院・整骨院での受診内容を確認します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

新宮町国民健康保険では、厚生労働省・県の指導のもと、医療費の適正化を推進しています。

厚生労働省が定める次の基準に該当する場合、調査票で受診内容を確認します。調査票が届いた場合は、回答にご協力ください。

### 【基準】

- 3か月以上の長期受診(継続受診)
- 3部位以上受診した
- 月10日以上受診した

## 交通事故にあった場合は届け出が必要です

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

交通事故や傷害事件などのように、第三者(加害者)の行為によって傷病を受けた場合でも、国民健康保険(国保)を利用して治療を受けることができます。その場合、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保が負担した医療費は、後日加害者に請求します。ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、治療費の請求ができなくなる場合があります。示談の前に必ずご連絡ください。

手続きの詳細は、問い合わせください。



## 松くい虫防除の薬剤を散布します

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直) / 福岡森林管理署 ☎843-2100(直) / 新宮森林事務所 ☎962-0049(直)

新宮海岸の松原を守るため、福岡森林管理署と湊区財産組合で薬剤を散布します。雨天・強風などの場合は、翌日以降へ順延し、防災行政無線からお知らせします。洗濯物は散布前に取り込み、散布中は窓などは必ず閉め、散布後1時間程度は開けないでください。

### 【空中散布】

#### ○A地区(福岡森林管理署が実施)

日程 5月14日(木)、6月4日(木)  
時間 午前5時～7時ごろ

### 【地上散布】

#### ○B地区(福岡森林管理署が実施)

日程 5月11日(月)～5月12日(火)  
時間 午前4時～10時ごろ

#### ○C地区(湊区財産組合が実施)

日程 5月28日(木)、6月11日(木)  
時間 午後1時～4時ごろ

### 【ビニールシートの配布】

福岡森林管理署新宮森林事務所(下府7-1-14)に準備します。

必要な人は、5月8日(金)～6月3日(水)に各自で受け取り、使用後は燃えるごみとして処分してください。

### 【使用する薬剤】

ネオニコチノイド系



## 防災行政無線から訓練放送を実施します

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

全国瞬時警報システム(Jアラート)による、国民保護に関する情報伝達訓練が行われます。

町では防災行政無線から放送しますが、緊急事態ではなく訓練です。ご注意ください。

訓練日時 5月20日(水) 11時00分ごろ



♪チャイム  
「これは、Jアラートのテストです」  
※3回繰り返し  
♪チャイム

## 赤十字の活動資金にご協力を

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)  
☎962-0239(直)

赤十字は、国内外の自然災害の現場に駆けつけ、いのちを救うための医療や看護の支援を行っています。昨年8月に九州北部地方で大雨特別警報が発表された際は、発災直後に救護班などを現場へ派遣し、巡回診療などさまざまな活動を行いました。昨年は日本各地で自然災害が発生し、延べ700人を超える医療救護班を派遣し、支援物資を届けました。このような活動のほとんどが寄付によって支えられています。

日本赤十字社が創立された5月は「赤十字会員増強運動月間」です。

町では、行政区長を通じて組長のみなさんに活動資金の募集をおねがひしています。この機会に日本赤十字社の活動を知り、ご協力をおねがひします。

## 令和2年度厚生労働省慰霊巡拝

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当) ☎962-0239(直) / 県福祉労働部保護援護課 ☎643-3301

先の大戦での戦没者を追悼し、平和を祈念するため、慰霊巡拝団員を募集します。申込方法などの詳細は、問い合わせください。

### 巡拝予定

地域名	実施予定時期	募集人数	申込締切日
東部ニューギニア	9月12日(土)～19日(土)	20人	5月1日(金)
沿海地方	10月6日(火)～10日(土)	15人	5月1日(金)
ピスマーク諸島	10月10日(土)～17日(土)	10人	6月3日(水)
ミャンマー	11月12日(木)～20日(金)	15人	6月16日(火)
トラック諸島	10月23日(金)～28日(水)	15人	6月17日(水)
フィリピン(1班)	令和3年2月19日(金)～26日(金)	計70人	9月9日(水)
フィリピン(2班)			
フィリピン(3班)			
硫黄島(第1次)	11月中旬	100人	未定
硫黄島(第2次)	令和3年2月中旬	100人	未定

**参加資格** 上記の地域における戦没者の遺族

**対象** 配偶者(再婚した人を除く)、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥姪、参加する遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者

### 「Active 新宮」「しんぐう町議会だより」を配信しています！

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)  
議会事務局 ☎963-1737(直)

全国の自治体からの情報を集めたアプリ「マチイロ」に、広報誌「Active 新宮」を掲載しています。昨年度から「しんぐう町議会だより」も配信を開始しました。

配信時にはお知らせが届きます。ぜひ、ご利用ください。

#### 【ダウンロード】



マチを好きになるアプリ



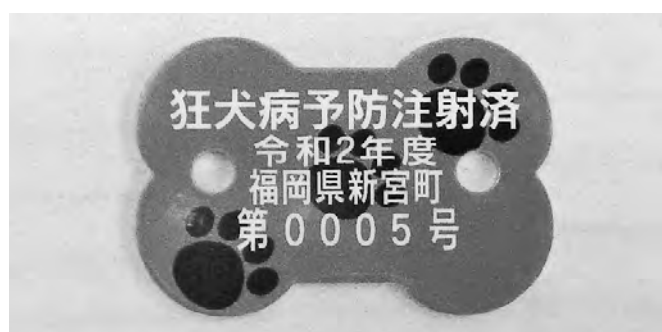
※通信料は利用者負担です。

### 犬を飼っているみなさんへ 狂犬病予防注射を受けさせましょう

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

飼い犬には、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射済み票の交付を受けることが義務付けられています。

町では、例年狂犬病予防集合注射を実施していますが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施しません。かかりつけの動物病院で受けさせてください。



▲注射済票

**新宮町男女共同参画審議会の委員を募集します**

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730(直)

町では、新宮町男女共同参画推進条例の規定に基づき、新宮町男女共同参画基本計画、その他の男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議し、意見を述べる機関として新宮町男女共同参画審議会を設置しています。

町の男女共同参画推進に広く町民の意見を反映させるため、新宮町男女共同参画審議会の委員を公募します。

**【募集人数】** 2人

※委員は公募以外に、識見を有する者、町内関係団体の推薦者など10人以内で組織されます。

**【応募資格】**

男女共同参画社会の促進について理解と熱意があり、次の要件に該当する人

- 応募日現在20歳以上で、町内に住む人
- 平日に開催する審議会に出席可能な人
- 国もしくは地方公共団体の議員または町の常勤の職員でない人

**【任期】** 7月1日(水)～

令和4年6月30日(木)の2年間

**【活動内容】**

新宮町男女共同参画審議会へ出席(年数回)し、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について調査審議するほか、新宮町男女共同参画基本計画に基づき実施する施策の実施状況について意見を述べていただきます。

※審議会1回につき3,000円の報酬あり

**【申込方法】**

指定の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX(962-2078)、メール(jinken@town.shingu.fukuoka.jp)のいずれかで提出

※応募用紙は町ホームページおよび役場総務課で配布しています。

**【申込締切日時】** 5月14日(木)午後5時 ※必着

**【選考】** 書類審査

※面接を行う場合があります。

※選考結果は文書で応募者全員に通知します。

**【申込先】** 役場総務課

# 4月の人事異動

## 町職員の人事異動 (4月1日付)

※( )内は前所属など

**【総務課】** 桐島貴幸(社会教育課)、笹山晋寛(地域協働課、佐藤寛大(総務課 厚生労働省派遣)、福岡県自治振興組合派遣)篠原拓也(税務課)

**【地域協働課】** 片山勇二(総務課)、山本拓馬(新規)

**【政策経営課】** 狩野直子(住民課)、中原康之(都市整備課)

**【税務課】** 山高洋子(産業振興課)、森脇明子(上下水道課)

**【住民課】** 熊野早織(子育て支援課)、岡明宏(学校教育課)、高原千明(政策経営課)、小河千聖(新規)、福岡県後期高齢者医療広域連合派遣)青柳詩帆(住民課)

**【健康福祉課】** 稲光美恵子(子

育て支援課)、加留部友紀(新規)、網中千佳(新規)、山田ひづる(再任用 新規)、相島診療所 津田桂(福岡県)

**【子育て支援課】** 川涯聡子(健康福祉課)、竹上健(再任用

新規)

**【産業振興課】** 亀井幹登(上下水道課)、落石貴博(総務課)

**【環境課】** 荒牧優一郎(学校教育課)

**【都市整備課】** 黒木隼人(社会教育課)、加藤秀典(新規)、中西亜希子(新規)

**【上下水道課】** 中野清二(都市整備課)、橋本達樹(政策経営

課)

**【議会事務局】** 桐島美佐子(会計課) 堺好行(総務課)

**【学校教育課】** 三船史郎(議会事務局)、永居慎介(税務課)

**【社会教育課】** 桐島聡(環境課)、松園智久(都市整備課)

**【立花幼稚園】** 山王朝美(新宮幼稚園)

**【新宮幼稚園】** 吉良明子(新宮東幼稚園)



●昇格 地域協働課長 片

山勇二、産業振興課長 高木

昭典、総務課課長補佐 桐島

貴幸、会計課課長補佐 堺好

行、上下水道課課長補佐 内

兼永康宏、都市整備課課長補

佐 稲光豊、地域協働課主幹

山王義弘、都市整備課主幹

小金丸賢二、上下水道課主幹

北村晃一

●退職 3月31日付 竹上

健(産業振興課)、笠井与志

則(地域協働課)、山田ひづ

る(健康福祉課)、中原かお

り(健康福祉課)、平田みなみ

(子育て支援課)

●離任 3月31日付 平野晋

資(相島診療所)

### 町立小中学校の

### 人事異動

○転入(4月1日付)

※( )内は前学校など

【立花小学校】教頭 永江慶

子(新宮北小)、主幹教諭 正

木浩介(新宮東小)、松原智恵

(山田小)、野内明日香(勢門

小)、入江陽一郎(新規)

### 【新宮小学校】

校長 高田竜也(志免中央

小)、主幹教諭 小林直人(立

花小)、白木聖子(古賀西小)、

林香(新宮北小)、藤崎麻衣

(大川小)、田中幸司(新宮東

小)、平畑理紗(新規)、緒方仁

思(新規)、矢野沙織(新規)、

久保田聡子(新規)、飯田大介

(新規)、主事 江寫彩(新規)

### 【相島小学校】

校長 井上知哉(新宮小)

### 【新宮東小学校】

校長 西田豊(花鶴小 昇

任)、教頭 田邊祥一(新宮北

小 昇任)、主幹教諭 今富

久彰(新宮小)、橋本裕志(志

免中央小)、舩元由美子(粕屋

中央小)、道脇由加里(舞の里

小)、松瀬和晶(新規)、藤森

ひかり(新規)、佐藤範子(再

任)、井上浩(再任用)

### 【新宮北小学校】

教頭 刀坂順子(新宮東小)、

主幹教諭 福永恵子(新宮

小)、長倫子(粕屋中央小)、上

田奈保(北勢門小)、瀧口雅弘

(小野小)、大森亜希子(花鶴

小)、植田優香(新規)、宮原源

門(新規)、伊熊素子(新規)、

山本紋子(新規)、田口哲也(再

### 【新宮中学校】

校長 藤田勉(古賀北中)、教頭

平田健一(新宮東中 昇任)、教

頭 古賀智美(昇任)、主幹教諭

太田正弥(昇任)、荒木綾子(須

恵中)、井下郡敏(粕屋東中)、

田代良子(古賀東中)、吉田朱美

(古賀北中)、石松きよみ(古賀

北中)、養護教諭 馬場亜由美

(宇美中)、中野翔太(新規)、栢

澤勇紀(新規)、企画主査 初村

真紀子(大川小)、柴田千輝(県

立学校)、菅原宏(再任用)、矢野

英二(再任用)

### 【新宮中学校相島分校】

副校長 折居和馬(新宮中)、西

村綾子(新宮東中)

### 【新宮東中学校】

主幹教諭 北原恵美(昇任)、元

永暁子(古賀東中)、宮川由紀子

(粕屋中)、後藤隆志(新規)、御

手洗千秋(新規)、主任主事 森

景崇(中牟田小)

○転出(3月31日付)

※( )内は赴任先など

### 【立花小学校】

教頭 砥上修二(青柳小)、主幹

教諭 小林直人(新宮小)、田

中友恵(北勢門小)、小林美智

恵(退職)

### 【新宮小学校】

校長 井上知哉(相島小)、

主幹教諭 今富久彰(新宮東

小)、指導教諭 福永恵子(新

宮北小)、永田美緒(福岡南

小)、飯田牧子(大川小)、永利

かおる(退職)、古田克己(退

職・再任用 花見小)、森敏之

(退職)

### 【相島小学校】

校長 恵良章治(退職)

### 【新宮東小学校】

校長 井上泰博(志免中央

小)、教頭 刀坂順子(新宮北

小)、主幹教諭 正木浩介(立

花小)、田中幸司(新宮小)、

佐藤範子(退職)、井上浩(退

職)、本垣内英人(退職)

### 【新宮北小学校】

教頭 永江慶子(立花小)、

主幹教諭 田邊祥一(新宮東

小)、河津祥(志免南小)、中野

久仁子(古賀東小)、吉田浩二

(玄海東小)、林香(新宮小)

### 【新宮中学校】

校長 松村剛(古賀東中)、教

頭 折居和馬(新宮中学校相

島分校)、教頭 吉村治久(自

由ヶ丘中 昇任)、櫻木靖子

(篠栗北中)、岡住悠二(須恵

中)、塚本亜衣子(篠栗中)、

中原永世(粕屋中)、野田朋子

(退職)、菅原宏(退職)、矢野

英二(退職)、主事 有川奈美

(粕屋東中)、白石勝己(須恵

東中)

### 【新宮中学校相島分校】

副校長 佐藤正男(退職)、市

場恵美子(篠栗中)

### 【新宮東中学校】

主幹教諭 平田健一(新宮

中)、西村綾子(新宮中学校相

島分校)、主任主事 西本祥

子(県立学校)





## 一人で抱え込んでいませんか？ 妊婦さんや子育て中の方の相談先があります

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995（直）

家で子どもと過ごす時間が増えて子どもとの関わり方に悩んだり、友人などと話す機会が少なくなり一人で不安を溜めこんだりしていませんか。しんぐう子育てサポートセンターでは、妊娠中の人や子育て中の保護者の方へ、電話や面談などでの相談を行っています。お気軽にご相談ください。

なお、5月17日（日）に開催予定だったパパママ教室は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止します。



### 【離乳食教室 びよびよ講座（初期コース）】

日程 6月17日（水）

時間 午前10時～午後1時ごろ

場所 シーオーレ新宮

参加費 500円

定員 16人（予約制）、託児あり（定員あり）

申込方法 電話

申込締切日 6月4日（木）

※今後の感染状況次第で、中止・延期になる場合があります。



相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

## 消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

### 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に注意！

#### 【事例1】

「マスクを無料送付する。確認をおねがいます」と記載され、URLが付いたメールがスマートフォンに届いた。

#### 【事例2】

突然自宅を訪問してきた業者から、「新型コロナウイルスの影響で中国経済がガタガタになっている。金の相場が上がることは間違いない。今、申し込めば高騰する前の金額で金を買えるかもしれない。すぐに申し込んだ方が良い」と勧誘された。

#### アドバイス

心当たりのないメールには警戒しましょう。アクセスすると、スマートフォンに不正なアプリがイン

ストールされたり、個人情報を取得されたりするなどの危険性があります。

実在する事業者になりすます事例も考えられます。事業者のホームページや問い合わせ窓口を確認しましょう。

不安につけ込み、「消毒を行う」「給付金を支払う」「ウイルス検査を行う」「医薬品を支給する」など、さまざまな手口の悪質商法が発生する可能性があります。行政窓口を名乗る電話や訪問、メールなども安易に信じてはいけません。少しでもおかしいと感じたら、迷わず相談してください。

#### 【相談窓口】「188」いやや！

※188は最寄りの消費生活センターなどを案内する全国共通の電話番号です。局番はありません。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）